

9月定例会で可決された意見書

遺伝子組み換え作物の栽培中止を求める意見書

バイオテクノロジーの発達に伴い、日本国内でも遺伝子組み換え作物の試験栽培が行われるようになった。国の安全性確認が終了した作物であれば、栽培することの手続き上の問題はなく、現在まで、日本人の主食のコメと、主要作物の大豆が試験栽培されている。最近、この試験栽培を一般農地で進める動きがあるが、一般ほ場において組み換え作物が栽培されると、花粉飛散によって周辺作物へ組み換え遺伝子の伝播が起こる可能性、遺伝子汚染を否定できない。

ひとたび遺伝子汚染が起きたなら、汚染遺伝子の回収は難しく、遺伝子汚染は年数を経るごとに広がっていく。大多数の消費者が遺伝子組み換え食品を敬遠する傾向にある中、消費者・生産者ともに大きなダメージを受け、日本農業の衰退、崩壊に拍車がかかり、なによりも貴重な日本の在来種子が失われる危機となる。

よって、政府においては、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 遺伝子組み換え作物の野外栽培は、即刻中止すること。
 - 2 現在計画中の遺伝子組み換え作物の栽培は、凍結すること。
 - 3 遺伝子組み換え作物の新規栽培計画は、行わないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月24日

綾瀬市議会議長 内藤 寛

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 農林水産大臣 あて

基礎年金の国庫負担割合の引き上げを求める意見書

現在、国民は公的年金制度に対して不安、不信を高めている。とりわけ国民年金では、保険料不払い者が増加しており、今後、制度の空洞化を招き、将来、年金を受給できない無年金者や低年金者を増大させるおそれがある。公的年金制度に対する国民の不安を早期に解消し、将来にわたり安心できる制度にするためには、2000年改正国民年金法附則にあるとおり、基礎年金の国庫負担割合を引き上げ、制度基盤の安定化を図ることが緊急の課題である。

よって国においては、次の事項について早急に対策を講じるよう求める。

- 1 基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1へ早急に引き上げること。
 - 2 国庫負担引き上げ分に見合う保険料については、厚生年金等の保険料で1%、国民年金保険料で3,000円を引き下げること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月24日

綾瀬市議会議長 内藤 寛

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

パートタイム労働者及び有期契約労働者の適正な労働条件の整備及び均等待遇を求める意見書

わが国のパートタイム労働者は2002年には1,200万人を超え、雇用労働者の20%以上を占めており、今や労働の場において重要な位置を占めている。

しかし、パートタイム労働者は、雇用期間の定めのないフルタイム労働者に比べ、賃金や労働条件などの処遇において大きな格差があり、多くの問題を抱えている。

また、その多くが女性であり、経済事情のためにやむなくパートタイム労働者を選んでいるが、処遇は低く、良好な就労形態とはなっていない。

短時間労働など柔軟で多様な働き方が選べる時代にあって、パートタイム労働等を良好な就労形態のひとつとして選択できるよう、適正な労働条件の整備を法律によって確立することが求められている。

さらには、国際的にも、ILO第175号条約において、パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、労働者の権利と労働条件は比較するフルタイム労働者と均等とすべきであるとの原則を確認している。また、ILO第111号条約は、雇用と職業におけるすべての差別を撤廃するよう求める条約で、条約批准国に差別待遇廃止のための政策を義務付けている。

よって、国においては、次の施策を講じるよう強く要望する。

- 1 パートタイム労働者および有期契約労働者の均等待遇を確保する法制定を行うこと。
 - 2 ILO第175号条約並びに第111号条約をすみやかに批准すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月24日

綾瀬市議会議長 内藤 寛

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接議会の権利が及ばない国等の事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいい、市民の皆さんからの要望や意見を国政や県政に反映させるために、国や県に対して議長が議会を代表して提出するものです。

これは、地方自治法第九十九条の「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」という規定に基づいたものです。

市議会への請願や陳情

どなたでも提出できます

市民の皆さんは、どなたでも、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願又は陳情といいます。

請願（又は陳情）は、次のことに注意してください

《例》

に関する請願(陳情)

平成 年 月 日

綾瀬市議会議長 殿

紹介議員
(署名又は記名押印)

請願(陳情)者
住所
氏名 印

趣旨
理由

- ・書式は、《例》を参考に日本語で作成し、趣旨を簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは1件ごとに提出してください。
- ・複数の方が提出する場合は、代表者を決めてください。
- ・請願には、趣旨に賛同する1名以上の紹介議員が必要です。
- ・受付は、随時行いますが、各定例会ごとに整理しますので、詳細は議会事務局までお問い合わせください。
- ・持参による提出が原則であり、郵送により提出された場合は、要望書扱いとして全議員への配付とします。

「市議会報あやせ」の第122号は、

2月15日の新聞(朝刊)に

折り込みます。

議員の年賀状等の禁止

議員は、公職選挙法により市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます。)を出すことは禁止されています。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

